

国住生第 734 号

平成 27 年 3 月 31 日

公益社団法人 全日本不動産協会

理事長 林 直清 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長



すまい給付金の申請期限延長について

(協力依頼)

平素は住宅行政にご協力頂き大変ありがとうございます。

消費税率の引上げに伴いスタート致しました「すまい給付金」については、平成 27 年 4 月 1 日で施行後 1 年を迎えます。

本制度の申請期限は住宅の引渡し後 1 年となっておりましたが、確定申告時期にあわせて申請・問い合わせが増加していることなどから、当面、申請期限を 3 ヶ月延長し、住宅の引渡しから 1 年 3 ヶ月とすることといたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴団体所属の企業に対し、申請期限の延長について周知いただきたいと存じます。

なお、現在も昨年 4 月～6 月頃に引渡しを受けた住宅に係る申請が一定数見られます。今般の申請期限の延長とあわせて、本年 2 月より開始しております申請サポートの活用等により、申請漏れ対策を徹底いただきますよう注意喚起方御協力をお願いします。

《本件に係る問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課

電話 : 03-5253-8111

夜間直通 : 03-5253-8510

担当 : 企画専門官 豊嶋太朗 (内線 39463)

係長 原口統 (内線 39448)